

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
海外ウラン探鉱支援助成金交付事業納付金納付要領

平成 19 年 6 月 14 日
2007 年（鉱探）業務要領第 43 号

（目的）

第 1 条 この要領は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則（以下「細則」という。）第 22 条に規定する納付金（以下「納付金」という。）の納付手続を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 助成事業者 海外ウラン探鉱支援助成金交付事業に要する費用の一部を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）から助成金を交付された本邦法人等をいう。
- （2） 納付金の累計限度額 当該助成事業に交付した助成金の全部に相当する額をいう。

（助成事業者への通知）

第 3 条 機構は、当該助成事業が終了したときは、当該助成事業が近い将来納付金の納付の対象となる可能性があるかどうかを検討し、納付の対象となる可能性があると判断した場合には、様式第 1 により助成事業者にその旨通知するものとする。

（企業探鉱・開発実績報告書）

第 4 条 機構は、助成事業者に、納付の対象となる可能性があると判断された当該助成事業の終了した年度の翌年度から商業的生産を開始した年度まで、毎年度様式第 2 による企業探鉱・開発実績報告書（以下「探鉱・開発報告書」という。）を提出させるものとする。ただし、当該助成事業の終了した年度の翌年度から 10 年の間（以下「探鉱開発期間」という。）に商業的生産が開始されなかった場合は、11 年目以降の探鉱・開発報告書を提出させることを要しない。

- 2 各年度の探鉱・開発報告書の提出期限は、その翌年度の 7 月末日とし、提出部数は、1 部とする。ただし、商業的生産を開始した年度に係る探鉱・開発報告書は、生産開始日から 2 か月以内に提出させるものとする。

(商業的生産開始通知書)

第5条 機構は、探鉱開発期間内に当該助成事業によって捕捉された鉱化帯を含む鉱床の商業的生産が開始された場合は、助成事業者の様式第3による商業的生産開始通知書を1部、生産開始日から2か月以内に提出させるものとする。

(生産実績報告書)

第6条 機構は、前条による商業的生産開始通知書の提出を受けた場合は、様式第4による生産実績報告書(以下「生産報告書」という。)を商業的生産を開始した年度の翌年度から20年間、毎年度提出させるものとする。ただし、納付金の累計額が累計限度額に達した場合には、その達した年度まで、又は商業的生産の開始後20年以内に終了した場合には、その終了した翌年度まで提出させるものとする。

2 各年度の生産報告書の提出期限は、その翌年度の7月末日とし、提出部数は1部とする。

(納付金の額の算定)

第7条 機構は、納付者から前条の生産報告書を受けたとき又は助成事業のために行った融資・出資により収益を受けたことが明らかとなったときは、これを審査のうえ、納付金の額を算定し、様式第5により生産報告書の写等の資料を添えて経済産業大臣(以下「大臣」という。)に提出するものとし、様式第6により納付者に通知するものとする。

(納付金の国庫納付)

第8条 機構は、納付者から納付金を徴収したときは、細則第23条の規定に基づき、納付金に相当する金額を納付する旨、様式第7により大臣に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成19年6月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表

	提出期間	提出期限
企業探鉱・開発 実績報告書 (様式第2)	当該助成事業を終了した年度の翌年度から商業的生産を開始した年度まで毎年度。ただし、当該助成事業の終了年度の翌年度から10年の間に商業的生産が開始されなかった場合は、その10年の間	この報告書に係る年度の翌年度の7月末日まで。ただし、商業的生産を開始した年度に係る報告書は、生産開始日から2ヵ月以内
商業的生産開始 通知書 (様式第3)	(商業的生産を開始したときのみ提出)	生産開始日から2ヵ月以内
生産実績報告書 (様式第4)	商業的生産を開始した年度から毎年度20年間。ただし、納付金の累計額が累計限度額に達した場合は、その達した年度まで、又は商業的生産が生産開始後20年以内に終了した場合は、その終了した翌年度まで	この報告書に係る年度の翌年度の7月末日まで

様式第2（第4条関係）

海外ウラン探鉱支援助成金交付事業の成果に基づく

年度企業探鉱・開発実績報告書

年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 殿

所在地
名称
代表者名

印

海外ウラン探鉱支援助成金交付事業の成果に基づく

年度企業探鉱・開発等の実績について下記のとおり報告します。

記

1 プロジェクト名及び所在地

2 企業探鉱実績

地 区	探 鉱 内 容	作 業 量	探 鉱 費 総 額	日 本 側 負 担 額	作 業 期 間	備 考（海外ウラン探鉱支援助成金交付事業成果との関係等）

注）本欄のみで記載できない場合は、別添資料として添付すること。

3 探鉱の成果（地質鉱床図（平・断面）、探鉱関係図、鉱量計算図、鉱床概要等の関連資料を添付すること。）

1) 成果の概要

2) 地区別可採粗鉱量

地区	確定、推定、予想の別	埋 蔵 鉱 量			可 採 粗 鉱 量			採 鉱 実 収 率	ず り 混 入 率	備 考
		鉱量 (t)	品 位	含 有 量	鉱量 (t)	品 位	含 有 量			

注) 1. 原則としてJ I Sの鉱量計算基準による。鉱量計算基準がJ I Sによらない場合は、備考欄等で説明すること。

2. 品位及び含有量欄には、主要鉱種その他、随伴鉱種についても記載すること。品位及び含有量は、金及び銀については、g/t及びkg、その他の鉱種は、%及びtで示すこと。

4 開発の概要

1) 開発計画の概要

2) 開発工事の実績

5 探鉱契約による権益の状況（権益関係に変更がある場合は、それを証する書面を添付すること。）

6. 融資・出資による収益の有無（契約内容等に変更がある場合は、それを証する書面を添付すること。）

様式第3（第5条関係）

平成 年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 殿

助成事業者名 印

商業的生産開始通知書

標記の件について、下記のとおり通知します。

記

商業的生産開始年月日

鉱山名及び鉱床名

- （1）海外ウラン探鉱支援助成金交付事業の納付対象助成事業
- （2）生産計画（別紙）
- （3）可採粗鉱量
- （4）権益関係を証する書面

様式第4（第6条関係）

海外ウラン探鉱支援助成金交付事業の成果に基づく

年度生産実績報告書

年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 殿

所在地
名称
代表者名

印

海外ウラン探鉱支援助成金交付事業の成果に基づく

年度生産実績について、下記のとおり報告します。

記

1. プロジェクト名及び所在地
2. 商業的生産を行っている企業名及び鉱山名
3. 納付の対象となる鉱床範囲からの生産量

精 鉱 生 産 実 績				備 考
鉱 種	鉱量 (t)	品 位	含有量	

- 注) 1. 鉱床範囲を確認できる関連資料を添付すること。
2. 品位及び含有量欄には、主要鉱種の他、随伴鉱種についても記載すること。品位及び含有量は、金及び銀については、g/t 及びkg、その他の鉱種は、%及びtで示すこと。

4. 生産物を引き取る権利（権益関係に変更がある場合は、それを証する書面を添付すること。）

5. 含有金属の取引価格

鉱種	取引価格	日本円換算
U ₃ O ₈		

注) 取引価格の関連資料を添付すること。

6. 地区別企業探鉱の状況

地区	探鉱内容	作業量	探鉱費総額	日本側負担額	作業期間	備考（海外ウラン探鉱支援助成金交付事業成果との関係等）

注) 本欄のみで記載できない場合は、別添資料として添付すること。

7. 探鉱の成果（地質鉱床図（平・断面）、探鉱関係図、鉱量計算図、鉱床概要等の関連資料を添付すること。）

1) 成果の概要

2) 地区別可採粗鉱量

地区	確定、 推定、 予想の別	埋 蔵 鉱 量			可 採 粗 鉱 量			採 鉱 実収率	ず り 混入率	備 考
		鉱量 (t)	品 位	含 有 量	鉱 量 (t)	品 位	含 有 量			

注) 1. 原則としてJISの鉱量計算基準による。JISによらない場合は、備考欄等で説明すること。

2. 品位及び含有量欄には、主要鉱種その他、随伴鉱種についても記載すること。品位及び含有量は、金及び銀については、g/t及びkg、その他の鉱種は、%及びtで示すこと。

8. 融資・出資による収益の有無（契約内容等に変更がある場合は、それを証する書面を添付すること。）

様式第5（第7条関係）

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 印

海外ウラン探鉱支援事業に係る 年度分納付金の算定について

標記の納付金について、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則第25条の規定に基づき、下記のとおり算定いたしましたのでお知らせします。

記

- 1 納付対象助成事業
- 2 納付者
- 3 認定番号、年月日
- 4 今回納付金額（算定内訳は別紙）
- 5 納付金の累計額
- 6 納付金の累計限度額

別紙 算定内訳

1. 商業的生産開始に伴う納付金

(1) 今回納付金額 円

記号	項 目	金 額 等
算定式	$Y_i = E_i \times F_i \times G \times I / H$	
Y_i	当該年度の納付金額 (円)	
E_i	前年度のウラン精鉱生産量 (t)	
F_i	取引価格 (円 / t)	
G	納付率	0.4%
I	海外ウラン探鉱支援助成金交付事業に交付した助成金額 (円)	
H	商業的生産に至るまでの日本側が負担した総探鉱費 (円)	

(2) 前年度までの納付金累計額 円

2. 融資・出資に伴う納付金

(1) 今回納付金額 円

(2) 前年度までの納付金累計額 円

3. 納付金総額

(1) 今回納付金額 円

(2) 前年度までの納付金累計額 円

様式第6（第7条関係）

番 号
年 月 日

納付者名 殿

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 印

海外ウラン探鉱支援助成金交付事業に係る 年度分納付金算定書

標記の納付金について、経済産業大臣の定めた方法により下記のとおり算定しましたので通知します。なお、別添請求書により期日までにお支払いください。

記

- 1 納付対象助成事業
- 2 今回納付金額（算定内訳は別紙）
- 3 納付金の累計額
- 4 納付金の累計限度額

別紙 算定内訳

1. 商業的生産開始に伴う納付金

(1) 今回納付金額 円

記号	項 目	金 額 等
算定式	$Y_i = E_i \times F_i \times G \times I / H$	
Y_i	当該年度の納付金額 (円)	
E_i	前年度のウラン精鉱生産量 (t)	
F_i	取引価格 (円/t)	
G	納付率	0.4%
I	海外ウラン探鉱支援助成金交付事業に交付した助成金額 (円)	
H	商業的生産に至るまでの日本側が負担した総探鉱費 (円)	

(2) 前年度までの納付金累計額 円

2. 融資・出資に伴う納付金

(1) 今回納付金額 円

(2) 前年度までの納付金累計額 円

3. 納付金総額

(1) 今回納付金額 円

(2) 前年度までの納付金累計額 円

様式第7（第8条関係）

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 印

海外ウラン探鉱支援事業に係る 年度分国庫納付金の納付について

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則第23条の規定に基づき、下記のとおり国庫納付金を納入します。

記

- 1 国庫納付金額
- 2 徴収した納付金の内容
 - (1) 納付者名
 - (2) 納付金の納付対象助成事業
 - (3) 納付金徴収額